

あきる野市市制施行30周年記念 ダンスフェスティバル実施要領

1 概要

あきる野市市制施行30周年記念事業の一環として、あきる野市市制施行30周年記念事業実施方針の基本方針に基づき、幅広い世代の市民が参加できる「あきる野市市制施行30周年記念 ダンスフェスティバル」をコンテスト形式で実施する。

(1) 実施日時 令和7年8月31日(日) 14時30分から17時まで

(2) 会場 秋川キララホール

2 主催 あきる野市

3 募集区分

(1) 参加資格 1チーム 3人以上10人以内

(メンバーの半数以上が、市内在住、在勤、在学であること)

※ 子どもから大人まで、プロ・アマは問わない。

※ 出場者は、複数のチームに参加することはできない。

※ 中学生以下の方が申し込む場合は保護者の同意を必要とし、大会当日は20歳以上の方が1チーム1人以上同行する。

※ 出場に際して必要な衣装、交通費等の経費は各チームが負担する。

※ 応募多数の場合は、主催者が抽選により出場者を決定する。

※ 抽選の結果に関わらず、応募者には出演者決定後に連絡する。

(2) 部門

・小学生・中高生の部 8チーム

・一般の部 8チーム

※ 令和7年4月1日時点

4 参加費用 無料

5 審査

(1) 審査方法

審査員による審査のほか、観覧者による一般投票により審査する。

(2) 審査項目

市制施行30周年を表現したダンスであることを踏まえ、次の項目を総合的に審査する。

①構成、②技術、③表現力、④独創性

6 ダンスパフォーマンスの内容

(1) ダンスの種類 自由

(2) 持ち時間 2分以上3分以内

(3) 音楽 自由

※ 音源を事前に用意すること。音源の提出期限は出演者決定後に連絡する。

(4) 留意事項

ダンスの内容は自由とするが、次のいずれかに該当する場合には、パフォーマンスの途中であつ

ても、主催者はパフォーマンスを中止させることができる。

- ①法令若しくは公序良俗に反する内容又はそのおそれがあると認められる内容
- ②政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とするもの
- ③特定の個人又は団体等の営利又は宣伝を目的とするもの
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められるもの
- ⑤爆竹等、危険物を使用するもの
- ⑥その他市長が不適當であると認めるもの

7 ステージの概要 別添図面のとおり

8 賞

審査員審査：各部門上位2チームを表彰する。

観覧者審査：各部門上位1チームを表彰する（審査員審査による表彰対象チームを除く）。

※ 受賞チームには、賞状及び記念品を授与する。

※ 参加者全員に記念品を授与する。

9 応募方法

参加申込書に必要事項を記入の上、次により申し込むこととする。

(1) 申込期間 令和7年4月1日（火）から令和7年5月31日（土）まで

(2) 申込方法 窓口、郵送（必着）、EメールまたはLogo フォーム

(3) 申込先 あきる野市企画政策部企画政策課（市役所本庁舎5階）

住所：〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話：042-558-1111（内線2213）

電子メール：010101@akiruno-info.tokyo.jp

※ 参加申込書を持参いただく場合には、9時～17時（土・日・祝日を除く）でお願いします。



Logo フォーム



市ホームページ

10 傷害保険

出演者は、「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象となるため、個人の加入は不要

11 注意事項・その他

参加申込みをする場合、次の項目を同意したものとみなす。

- (1) イベント当日の様子を市で撮影・録画を行い、これらの記録を市の広報紙、ホームページ及びSNS等で公開する場合がある。
- (2) 出演者のリハーサルは原則行わない。
- (3) 舞台照明は、施設管理者が基本的な操作のみ行う。
- (4) 床は通常のフローリングとする。
- (5) バトンなど飛び道具の使用はできない。
- (6) 本イベントのコンテストは優劣を競うものではない。
- (7) 7月に出演者説明会を行う。開催日時・場所等の詳細は、出演者決定次第連絡する。
- (8) この要領に定めない事項については、市が関係者と協議の上、定めるものとする。